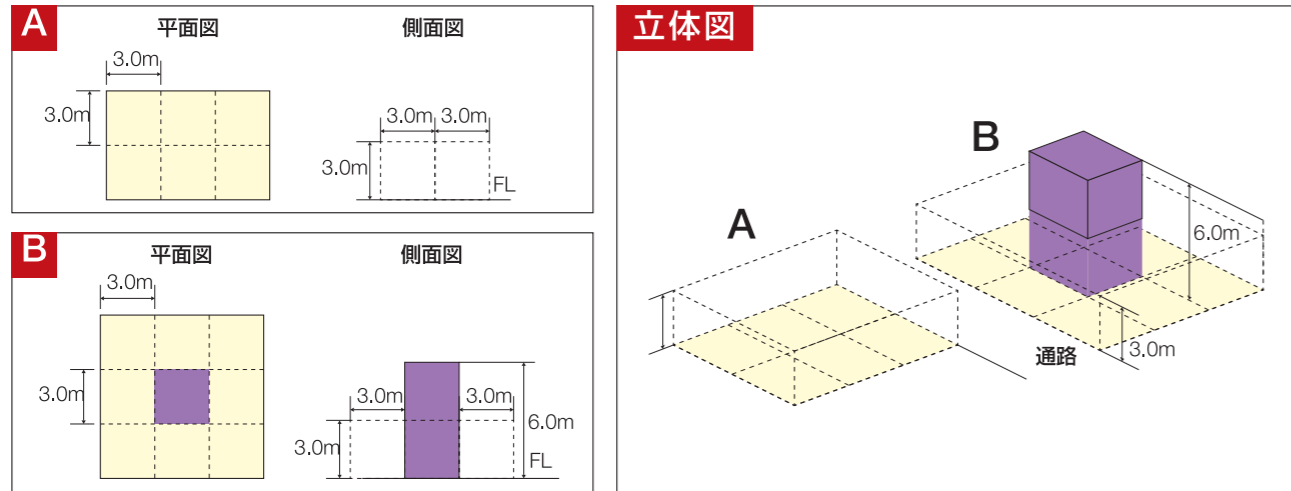


3. 展示装飾

3-1 高さ制限

照明を含む装飾の高さは3mまでとします。(下図A参照)ただし、通路、隣地、壁面側小間外周面より3m離れた内側の範囲においては、装飾物等の高さは6mまで認めます(下図B参照。ただし、小間内バナーについてはこの限りではありません。「3-4.小間内バナーの設置」をご参照ください)。装飾物等が高さ3mを越える場合、また天井構造を有する場合は、図面を含めた計画を主催者へご提出いただきます。(展示ホールには自動火災感知器等消防設備が設置してあります。小間に天井等を設置する場合は消防設備の妨げとなる場合があります。煙感知器、パッケージ型消火設備等の設置(有償)が必要となる場合があります。)なお、出展物自体には高さ制限はありませんが、3mを越えるものについては出展申込時に寸法を記入頂くことで主催者へお知らせ下さい。

装飾物の高さ制限説明図



A：高さ制限 3mまで 3mを超える装飾はできません。(薄いパネルや看板も不可)

B：高さ制限 6mまで装飾可能

3-2 照明設置のための高さ制限の緩和

15小間以上の出展者で次の条件を満たす場合に限り、通路際からセットバックなし、隣接小間から1mのセットバックで、高さ6mまでの照明器具を設置できることとします。

- (1) 展示物の特性上、来場者が見学する上で、高さ3mまでの照明では十分な光を照射できない場合(大型機を通路際に展示する場合等)
- (2) 会場壁面に隣接する小間で、当該照明灯が高さ3m以上となっても、他社小間の見通しに影響を及ぼさないと認められる場合
- (3) 事前に設置計画書を主催者に提出し、許可を得た出展者であること
- (4) 設置可能な照明
 - ① 展示物に照射する照明及びその支持構造物であり、装飾的要素がないこと
 - ② 支持構造物の上部に照明を設置する形状であること
 - ③ 支持構造物は照明の設置に必要なものに限ること
 - ④ 照明及び支持構造物には出展者名やロゴ等の特定の企業を連想させる要素がないこと
 - ⑤ 外観は白・黒・シルバー等シンプルな単色とし、際立って目立つものでないこと

3-3 2階建て構造 (3階建て以上の構造は不可)

2階部分の床面積に対する小間料金は無料です。2階建て構造物の設置は、契約出展小間数が1ヶ所の出展につき、15小間以上の出展者のみ設置可能とします。2階部分についてはその使用を商談目的の利用に限ることとします。その他、設置条件の詳細については「出展者マニュアル」にてお知らせいたします。

3-4 小間内バナーの設置

21小間以上の出展者で小間内バナーの設置を希望する場合は、安全性確保のため主催者が、別に定める料金で小間内バナーの作製および吊り下げ作業を一括して行います。

3-5 装飾資材について

日本の消防法で定めた防災性能を有した装飾資材のみ使用が可能です。なお、海外で認定を受けた資材に関しては、認定証明書のコピー、証明書の和訳文および製品のサンプルを主催者へご提出いただきます。主催者より所轄消防署へ上記書類を提出し、認可を受けたもののみ使用が可能です。

3-6 注意事項

上記3-1～5に関する事項は、必要に応じ今後変更する場合があります。そのため、上記3-1～5に関する事項を含めて、展示装飾に関するその他詳細規程及び申込に関しては、「出展者マニュアル」を改めてご参照ください。

4. 火気・危険物の取扱い

展示会場内は東京都火災予防条例により、裸火使用、危険物品持込みが禁止されております。これを解除する場合は、所轄消防署長への届出・承認が必要です。裸火とは、炎・火花を発生させるものや器具の発熱部(灼熱して見えるもの)が露出しているものなどです。また危険物品とは、消防法別表第1に掲げる危険物、可燃性液体類及び可燃性固体類、火薬類、可燃性ガスなどです。これらの取扱いを予定される出展者は、出展申込時にお知らせ下さい。また事前にこれらの取扱いに関する資料をご希望の方、ご質問のある方は主催者までお問い合わせ下さい。また持込量は、危険物の小間内配置レイアウトや隣接小間の状況などにより制限があります。指定数量を超える内蔵油を使用する機械の実演はできません。指定数量を超える場合は主催者から使用量等の調整をお願いすることがあります。(右記別表参照)

5. その他

5-1 出展物の即売の禁止

出展物を即売することは禁止します。ただし、出展物に関連する書籍類については例外といたします。

5-2 開催の中止

主催者は天災、感染症の大規模流行、政府・行政および公的団体等による規制または要請、展示会が開催される土地建物が入場に不適当となった場合、その他不可抗力および主催者の責めに帰しえない原因により、開催を中止することがあります。ただし主催者は、中止によって生じる出展者の損害もしくは費用の増加等については一切の責任を負いません。この場合、主催者は既納の出展料金から右記に定める金額を必要経費として差し引いて出展者に返還します。なお、中止を決定した時点で出展者が出展料金を支払っていない場合、出展者は右記に定める金額を主催者に支払うこととします。

5-3 会期、開場時間および会場規模変更

主催者は天災、感染症の大規模流行、政府・行政および公的団体等による規制または要請、展示会が開催される土地建物が入場に不適当となった場合、その他不可抗力および主催者の責めに帰しえない原因により、会期、開場時間および会場規模を変更することがあります。出展者はこの変更を理由として契約の解除・変更はできません。また主催者は、変更によって生じる出展者の損害もしくは費用の増加等については一切の責任を負いません。

5-4 出展物等の管理および保全

主催者は出展物をはじめとする会場全般の管理、および保全について最善の注意を払います。しかし主催者は天災その他不可抗力および主催者の責めに帰しえない原因により、出展者に所属する出展物・装飾物等に生じる損害または盗難等については一切の責任を負いません。

5-5 損害賠償

出展者は会場の設備または建造物もしくは人身等に対し、自己またはその代理人等の不注意その他によって生じた損害等について一切の責任を負わなければなりません。

5-6 支払の責務

出展者は主催者が請求する出展料ならびに諸経費の支払いにつき、その支払いが完了するまでその責を負うものとします。

5-7 保税展示場

主催者は出展物の保税展示のため、会場を保税展示場として申請します。保税展示を希望する出展者は出展申込時にお知らせ下さい。

5-8 招聘保証書の発行について

原則として、主催者は出展者のVISA(査証)の発行に必要な招聘保証書等の書類の発行はいたしません。

5-9 規程の遵守

出展者は主催者が定める本出展規程、「出展契約条項」、「出展者マニュアル」、およびその他の規程を遵守しなければなりません。出展者がこれら規程を遵守しない場合、主催者は出展申込の取消もしくは出展契約の解除をすることができます。なおこの場合、主催者はこれによって生じる出展者の損害等については一切の責任を負いません。

5-10 裁判管轄の合意

主催者または出展者が本件から生ずる紛争について訴訟を行う場合、東京地方裁判所を管轄裁判所とします。この場合、すべての規程の解釈に当っては日本語規程および日本の法規に従うものとします。

危険物の規制に関する政令別表第3抜粋(1区画あたり)

品名	性質	指定数量(リットル)
特殊引火物		50
第一石油類	非水溶性液体	200
	水溶性液体	400
アルコール類		400
第二石油類	非水溶性液体	1,000
	水溶性液体	2,000
第三石油類	非水溶性液体	2,000
	水溶性液体	4,000
第四石油類		6,000
動植物油類		10,000

中止決定時期	出展料金から差し引く必要経費
2024年2月29日(木)まで	出展料金(税込総額)の0%
3月1日(金)から5月31日(金)まで	出展料金(税込総額)の10%
6月1日(土)から9月30日(月)まで	出展料金(税込総額)の20%
10月1日(火)から10月28日(月)まで	出展料金(税込総額)の50%
10月29日(火)以降	出展料金(税込総額)の100%